



JISマーク表示制度について



■はじめに

JISマーク表示制度は、使用者・消費者目線では製品の安全・品質に関して信頼できる判断材料を提供し、事業者目線では製品の信頼性や市場競争力を高める重要な手段となります。また、社会全体としては、JISマークが取引の単純化、品質の向上、鉱工業品等の互換性確保、安全・安心の提供、そして公共調達等の公正さを担保することにより、事故やクレームの低減、ひいては公正な取引の促進に大きく寄与する仕組みといえます。JISマーク表示制度は「鉱工業品」「サービス」「データ」を対象としていますが、ここでは「鉱工業品」に関する表示制度に焦点を当て、制度の基本的な考え方とその社会的位置づけやJISマーク表示のルールについて説明します。

■JISマーク表示制度とは

JISマーク表示制度とは、「国が定めた日本産業規格（JIS）に適合していることを登録認証機関（第三者機関）からお墨付きをもらった製品だけが付けられるマーク」の仕組みです。JISとはJapanese Industrial Standards の略で、工業製品等について寸法、性能、安全性、試験方法、表示方法といったルールを定めた国家規格を指し、土木及び建築をはじめ、一般機械、電子機器及び電気機械、鉄鋼といった製品等の分野ごとに20の部門に

分けられています。

JISマーク表示制度では、企業が「自社製品はこのJISに適合しています」と主張するだけではマークを表示することはできません。GBRCなどの国に登録された登録認証機関（第三者機関）に申請し、工場の品質管理体制の審査を受審するとともに、審査員が対象製品からランダムにサンプリングした製品に対し、該当規格で定められた性能・品質を製品試験で確認します。これらの審査と試験に合格した場合に初めて、その製品や包装、送り状等にJISマークを表示することが認められます。また、一度認証を取得すれば終わりではなく、定期的な審査と製品試験が行われ、継続的に基準を満たしているかが監視されます。

この制度の目的は、利用者や取引先が「この製品は一定レベル以上の品質や安全性がある」と判断しやすくなることがあります。JISマークが表示されていれば、国の規格に適合していることが第三者によって確認されているため、製品選定や調達の際の安心材料になります。一方で認証を取得した企業にとっては、品質への信頼をアピールできるほか、公共工事や大口取引で「JISマーク品であること」が有利に働く場合があります。

■JISマーク表示のルール

JISマークは、その図柄や表示方法について、産業標準化法の省令等で細かく定められています。形状としては図-2に示すように、「JIS」の文字を中心に、周囲を円形に囲むデザインが基本となっており、枠の比率、線の太さ、文字の大きさや位置関係などが規定されています。縮小・拡大して用いる場合であっても、縦横比や形状を変更してはならず、常に規定どおりのフォルムを保持して表示する必要があります。

表示方法については、製品本体に直接表示する方法や、包装、銘板、取扱説明書等への表示が認められています。また、JISマークの近傍には、その製品の認証を行った登録認証機関名やJISの番号等を併記することが

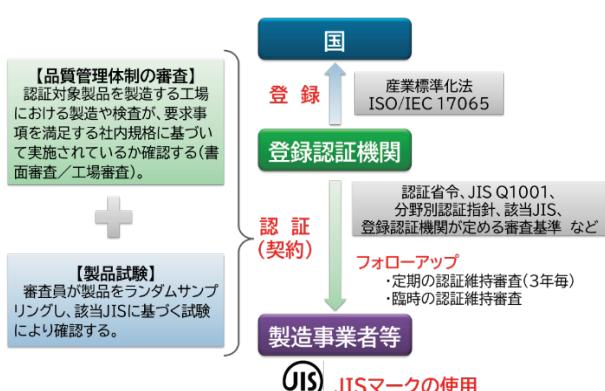


図-1 JISマーク表示制度の概要

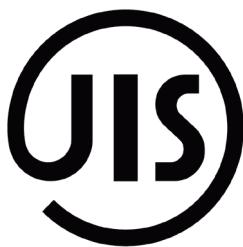


図-2.1 鉱工業品のJISへの適合を示すマーク

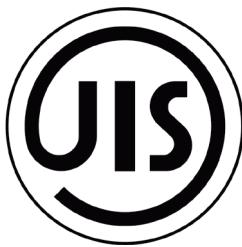


図-2.2 加工技術のJISへの適合を示すマーク

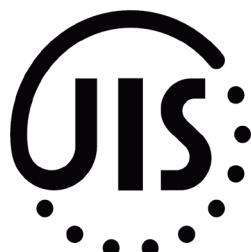


図-2.3 特定の側面について定められたJISへの適合を示すマーク

図-2 JISマークのデザイン規定

定められています。色については特定の指定色ではなく、マークが明瞭に判読できるような色やコントラストで表示することが求められます。

さらに、JISマークは、当該JISへの適合について登録認証機関から認証を受けた製品にのみ表示することが認められており、認証範囲外の製品に表示したり、紛らわしい類似マークを使用したりすることは禁止されています。

■ JIS法の改正

2019年7月1日、「工業標準化法」は「産業標準化法」へと名称が変更（同時に「日本工業規格」は「日本産業規格」へと名称変更）され、その内容も時代の変化に合わせて大きく改正されました。特に大きな改正点としては、標準化の対象となる産業分野が拡大されたことです。

以前の「工業標準化法」は、主に製造業が生産する「鉱工業品」の品質、性能、安全性に関する標準化を対象としていました。しかし、改正後の「産業標準化法」では、その対象が大幅に広がり、特に「サービス」と「データ」という新たな分野が加わりました。

「サービス」においては、サービスの品質が標準化されることで、利用する側はサービスを比較・選択しやすくなり、不必要的トラブルが減少しますし、提供する側も品質改善の指針を得やすくなることが期待されていま

す。また、「データ」においては、異なる分野、システムや組織間でのデータ共有・連携が容易になり、新たな知見や価値創造に繋がることなどが期待されています。

JIS法の改正は、単なる呼称の変更に留まらず、日本の産業構造の変化（サービス化、デジタル化）に対応し、将来にわたる日本の産業競争力強化と持続的な発展を目指すための社会基盤を作る重要な転換点となりました。これにより、ものづくりだけでなく、サービスやデータといった幅広い分野で、産業の標準化活動が進められることになりました。

■おわりに

本稿では、JISマーク表示制度の概要、JISマーク表示のルールおよびJIS法改正の概要について紹介しました。JISマークは、単なる表示ではなく、製品が関連JISに適合していることを登録認証機関が確認した証拠であり、使用者・消費者に対する重要な信頼の指標となるものです。

一方で、その信頼性は、認証取得時点だけでなく、認証取得後も継続的に適合性を確認し、適切な品質管理とマーク表示を行うことによって支えられています。事業者にとって、JISマークの取得・維持を通じて、自社製品の品質管理体制を見直し、品質・安全性への意識を高める契機とすることが重要です。

事業者の方々におかれましては、最新の法令・運用ガイドラインを継続的に確認しつつ、自社の製品・サービスの品質向上にJISマーク表示制度をぜひご活用いただき、また、製品を利用される方々におかれましては、JISマークが示す信頼性や安全性を製品選択の重要な基準として上手に活用していただけると幸いです。

【参考文献】

- (一財)日本規格協会：力量のあるJISマーク品質管理責任者の実務 事例と解説, 2006
- (一財)日本規格協会：JIS品質管理責任者セミナー 産業標準化テキスト, 2025.4

お問合せ先

製品認証センター 認証部 審査課・登録課
〒540-0026 大阪市中央区内本町二丁目4番7号
大阪U2ビル6F
Tel.06-6966-5032 Fax.06-4790-8631
E-mail : pcc02@gbrc.or.jp